

平成20年6月17日

「全日中の活動と中央の情勢について」

新宿区立牛込第二中学校 草野一紀

1 はじめに

(1) 平成19年度を振り返って

平成19年度は全日中に於て重要な年でありました。中学校教育60年の記念大会を成功させること、及び3年目を迎えた中央教育審議会の答申に、学校現場の要望を可能な限り反映させることによって、学校教育の一層の充実に資するという大きな目標があつたためです。全日中の副会長や部長・副部長、幹事のみならず、各都道府県の代表である理事の皆様をはじめ全国の会員の皆様の協力・支援を受け、全日中は精力的な活動を続けました。結果的に、すべての懸案事項が解決したわけではありませんが、中学校は学校現場の声を十分に答申等に反映させることができたと判断しています。このことは、歴代の会長の努力、そして記念大会の成功と無関係ではないと考えています。会員の参加約3,800名、来賓及び関係者を含め4,200を超える参加者を得て、厳粛に行われた式典とそれに続く研究大会の成功によって、全日中の結束力を文部科学省をはじめ多くの関係者に知らしめたことが、中央教育審議会での私の発言力が高まることにつながったと解釈しています。改めて御礼を申し上げます。

(2) 本年度の活動に向けて

① 教職員定数改善の実現に向けての国への働きかけ

やるべきことはやりました。文部科学省は学校現場を理解し、教職員定数の改善をはじめ、教育条件の整備に精力的に取り組んでいます。しかし、状況はかならずしも私たちの思惑どおりには進んでいません。なお、財務当局は教職員定数の改善には否定的であり、行革推進法の壁もあって、教員定数の増は昨年度の文部科学省の概算要求の7000名に対して、予算化されたのは、1,195名です。それでも、文科省の努力で7,000名の非常勤講師（国庫負担1／3）を獲得できたのは大きな前進と言えます。ところが、先般の教育振興基本計画特別部会の答申には、「子どもと向き合う時間の確保に向け、必要な教員定数を措置する」旨の表記はなされましたが、その具体的な方策は一切示されませんでした。このことが、答申を受けて策定される国の基本計画にどう反映されるのか、予断を許さない状況です。これについては、別に説明します。

② 新学習指導要領の理解の徹底

教職員定数の問題とも大きく関連しますが、当面、移行措置期間については総授業時数が増加していないので、理科、数学の授業時数増加の影響はあっても、選択教科等の工夫（学校選択）により、教員定数が現状維持であっても何とか影響を最小限にすることは可能だと思います。この期間中に、新教育課程の編成・実施に向け、改訂学習指導要領の趣旨、内容についての周知を図る必要があります。このことは、文部科学省に何度も要望したことであり、全日中も努力することを中教審の席上で明言していますので、

そのための取組を推進したいと思います。

③ 学校からの教育改革（全日中の教育ビジョン）

先の教育振興基本計画は国の教育ビジョンともいえましょう。近年、地方分権の推進に伴い、独自の教育ビジョンを策定する自治体が増えています。しかし、その多くは、学校現場の実状から離れ、有識者の視点から、あるいは行政の視点から学校教育の課題をとらえ、その改善の方策をまとめたものであります。近年は、教育再生会議（現教育再生懇談会）をはじめ、学校教育に企業の自由競争原理を導入しようと言う動きがあり、また、実際にも東京のS区の中学校のように、これが学校教育の一環と言えるのだろうかという取組も存在します。このような風潮は、テストの点数が上がればよいという、考え方の反映であり、児童生徒の健全育成を重視する学校とは逆行するものであります。私たちは、法に基づく改革は推進しますが、学校教育の未来につながらない改革ははつきり否定することが大切であると考えています。もちろん、行政とは緊密に連携しなければなりません。その折り、自分たちが将来に向けてのビジョンをもち、明確な理論の基に意見表明をすることが大切であると思います。トップダウンの改革だけではなく、困難な状況下だからこそ、教育の専門家としての私たち独自のビジョンを策定することが必要なのだと考えています。現在、その作業に取りかかっており、本年の宮崎大会では全日中提案として、その中間まとめを発表する予定です。

2 教育振興基本計画にかかる陳情

(1) 教員定数の改善に向けて

急激な社会環境の変化は、子どもを取り巻く環境に大きな変化をもたらし、それが学校教育に深刻な負の影響を及ぼしています。それにともなって、各方面からの要望が学校教育に収斂されています。また、家庭の教育力の低下により、自立できていない子どもが小学校に入学し、小学校の努力にもかかわらず社会的に極めて未熟な子どもが中学校に入学してきます。あいさつができない、身の回りの整理ができない、我慢することができない、相手の気持ちを分かろうとしない子どもたちが学校に溢れています。小学校では授業が成立しない、いわゆる学級崩壊の現象が多発しています。中学校では学力向上もさることながら、生徒の健全育成や社会性の育成は、最も指導の時間を割いている重要な課題です。こうした状況下で、教員は恒常的な超過勤務に陥り、精神に疾患をかかる教員が増加しています。こどもたちがかかえる様々な課題を解決するための新学習指導要領の趣旨はよく理解できます。現場の状況を理解する文部科学省は、「教職員定数の改善は（学習指導要領全面実施の）前提条件である。」と説明しています。しかし、先の教育振興基本計画の答申によって、そのことが履行されない可能性が出てきました。教職員定数改善計画が国の基本計画に策定されず、財務当局の方針が通ってしまうと、学校教育は深刻な危機を迎えることになります。定数改善の実現に向け、今、私たちも行動をしなければなりません。

(2) 教育関連団体との連携

4月30日に全国連合小学校長会とともに（要望書は別）、渡海文部科学大臣、池坊副大臣、文部大臣経験者等衆参両院の15名の議員に要望書をお渡しました。文教関係の議員の影響力もあり、現在基本計画の策定は遅れていますが、現状ではもう一押しするこ

とが必要と判断し、20を超える教育関連に声をかけ、要望を定数改善一本に絞って、賛同を得られた団体と連名で再度要望書を提出しました。ちょうど私たちは総会と重なったので、全連小のグループは22日（木）、全日中は総会後の23日と分かれて陳情活動を行いました。また、6月3日の読売新聞に一面広告を他団体との連名で掲載しました。

3 新教育課程について

詳細を説明することはできませんが、留意していただきたい点をいくつか説明致します。

(1) 道徳教育

教育課程編成の基本方針の2で道徳教育について解説しています。この内容は、教育基本及び学校教育法の基本理念に基づいて改訂されており、現行の内容よりも充実が図られているのが特徴です。授業時数の確保と内容の一層の充実については、前会長が中教審で教科化に反対し、「道徳授業の充実については（全日中の）組織をあげて努力します。」と宣言していますので、この点についてはご協力をお願いします。

また、各教科等の指導計画の作成と内容の取扱いに、「第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、○○の特質に応じて適切な指導を行うこと。」との記述があります。具体的な内容については、各教科等の指導書を待たなければなりませんが、少なくとも各教科等の指導の負担になるような内容ではなく、これまで指導してきた内容を道徳との関連を意識して行うというレベルだと思います。ただし、指導計画にはそれなりの記述が必要でしょう。※【○○には各教科等の名称が入ります。】

(2) 総合的な学習の時間

総則第3授業時数等の取扱い5に「・・・特別活動の学校行事に掲げられる各行時の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」との記述があります。これは、端的に言えば、総合的な学習の時間の活動ならば、学校行事の実施に替えることはできるが、学校行事を総合的な学習の時間に読み替えることはできないということです。

(3) 選択教科

総則の第2の5～7に選択教科についての記述があります。ところが、各教科の授業時数の一覧表の中には選択教科の項目はありません。選択教科は実質なくなうことになります。ここでの記述は、あくまで各教科等の授業時数を満たした上でさらに授業時間を設ける場合の話になります。この記述は意味がないわけではなく、仮に朝学習のモジュールや夏季休業中の授業の実施により、週当たりの授業を28コマで抑えられた場合は、選択教科の実施は不可能とは言えません。

(4) 部活動

総則に記述された内容は次の通りです。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校

教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」

前半は、答申の内容、特に部活動の意義について丁寧に記述しています。問題は下線部分ですが、「社会教育団体等の各種団体との連携が求められている」というように読むと、意味を取り違えることになります。これは、「地域や学校の実態に応じて運営上の工夫が望まれる」という意味であり、「地域の人々の協力」や「各種団体との連携」は「～など」の表現ですからあくまで例示にすぎません。実際にこのような態勢を探っている学校もあります。重要なのは、答申でも示された前半の部分の、「学校教育の一環として、教育課程との関連を図る」ということです。

4 移行措置について

つい先日、移行措置が公示されました。中学校は理科・数学の授業時数が段階的に増加するだけで、総授業時数は増えていません。現場に配慮した内容であると考えます。加えて、選択教科が学校選択になることで無理のない教育課程編成が可能になると思われます。ただし、小学校は厳しい内容であり、期間も2年間と短いだけにかなりの工夫が必要なようです。

5 学校支援地域本部について

文部科学省は、全国の1800の市町村の指定された中学校校区に、学校支援地域本部を設置し、コーディネータを配置して小・中学校の教育活動を支援しようという事業です。未だ申請している自治体は多いとは言えませんが、事業内容を理解し、是非協力していただけるよう、各区市の校長会から行政への働きかけをお願いします。